

高砂市既存住宅省エネ化促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高砂市内に存する住宅の所有者が行う省エネルギー性能を向上させる改修工事等に要する経費の一部を補助することにより、住宅ストックの省エネ化を促進し、ゼロカーボン社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅

一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるよう、次に掲げる設備要件を満たしている建築物をいう。

ア 一つ以上の居室を有すること。

イ 専用の炊事用流しを有すること。

ウ 専用のトイレを有すること。

エ 専用の出入口を有すること。

(2) 戸建て住宅

住宅のうち、1つの建築物が1戸の住宅であるもの（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）については、その住宅部分を含む。）をいう。

(3) 省エネ基準

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。

(4) ZEH水準

強化外皮基準（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第3条の2第1項に規定する評価方法基準における断熱等性能等級5以上の基準（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。）をいう。以下同じ。）を満たし、かつ、再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から20パーセント削減となる省エネ性能の水準をいう。

(5) BELS等の第三者評価

「建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項及び表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項（令和5年国土交通省告示第970号）」2(2)ハに規定する第三者による評価をいう。

(6) 省エネ改修工事

住宅の省エネルギー性能を向上させる開口部・躯体等の断熱化工事、設備の効率化に係る工事をいう。

(7) 省エネ設計等

省エネ改修工事を行うために必要な調査・設計・計画をいう。

(8) 全体改修

省エネ改修工事のうち、省エネ改修工事後の住宅が省エネ基準又はZEH水準に相当することについてBELS等の第三者評価を受けているもの又は受ける予定のものをいう。

(9) 部分改修

省エネ基準又はZEH水準に相当する省エネ改修工事（全体改修を除く。）であって、複数の開口部の改修を含むものをいう。

(10) 仕様基準

住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）の「1 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準」を満たす仕様をいう。

(11) 誘導仕様基準

住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和4年国土交通省告示第1106号）の「1 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準」を満たす仕様をいう。

(12) JIS

産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。

(13) 住宅改修業者登録制度

住宅改修事業の適正化に関する条例（平成18年兵庫県条例第35号）に基づく住宅改修業者登録制度をいう。

（補助金の交付の対象）

第3条 市は、予算の範囲内において、省エネ改修工事等に係る事務又は事業（以下「事業等」という。）に要する経費の一部を補助するものとし、当該補助金の交付の対象となる事業等（以下「補助事業」という。）の内容、補助金の額等は、別表第1に定めるとおりとする。

2 補助事業において対象となる住宅は、次の各号のいずれにも該当する既存の戸建て住宅とする。

(1) 現状、省エネ基準に適合していないもの

(2) 耐震性が確保されているもの（改修後に耐震性が確保されることとなるものを含む。）

（耐震性が確保されているもの）

第4条 前条に規定する耐震性が確保されているものとは、昭和56年6月1日以降に着工した建築物又は改修後において別表第2に定める耐震基準を満たすものとして、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する建築士（以下「建築士」という。）の確認を受けたものとする。

(他の制度を併用した場合における補助対象経費)

第5条 この要綱により補助金の交付を受けようとする者は、この要綱以外の制度による補助金等の交付を併せて申請する場合には、この要綱による補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)から当該制度によって対象となる経費を控除した金額を補助対象経費として交付申請しなければならない。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、事業等に着手する前に、補助金交付申請書(様式第1号)に市長が別に定める書類を添えて、市長が指定する期日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、申請内容が適切であると認めたときは、補助金の交付の決定(以下「交付決定」という。)を行うものとする。

2 市長は、交付決定をする場合において、補助金の交付目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付けることができる。

3 市長は、交付決定の内容及びこれに付けた条件を補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

4 補助金の交付を受けようとする者は、前項の規定による通知が行われた後でなければ、事業等に着手してはならない。

(申請の取下げ)

第8条 交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付決定の内容又はこれに付けられた条件に不服があるときは、当該交付決定に係る前条第3項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して10日以内の間は、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請の取下げに係る交付決定はなかったものとみなす。

(着手届)

第9条 市長は、補助事業者が交付決定を受けた事業等に着手したときは、その旨を届け出るよう求めることができる。

(事業等の変更、中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、第1号又は第2号に掲げる変更を行おうとする場合にあっては補助金変更交付申請書(様式第3号)を、第3号に掲げる中止又は廃止を行おうとする場合にあっては補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

ない。ただし、別に定める軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 事業等に要する経費の配分の変更
- (2) 事業等の内容の変更
- (3) 事業等の中止又は廃止

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請事項が適当であると認めるときは、当該申請の種類に応じ、補助金変更交付決定通知書（様式第5号）又は補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第6号）により、当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

（事業等の遂行状況の報告等）

第11条 補助事業者は、市長から事業等の遂行状況の報告を求められたときは、市長が別に定めるところにより当該報告をしなければならない。

- 2 市長は、補助事業の遂行状況を確認するため、必要に応じ、補助事業者に対して、工事中に中間検査を実施する。
- 3 市長は、前項の中間検査を実施する場合は、あらかじめ、中間検査実施通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。
- 4 補助事業者は、事業等が予定の期間内に完了する見込みがない場合又は事業等の遂行が困難となった場合は、速やかに補助事業遂行困難状況報告書（様式第8号）を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、事業等が完了したときは、補助事業実績報告書（様式第9号）に市長が別に定める書類を添えて、その指定する期日までに市長に提出しなければならない。

（是正命令等）

第13条 市長は、事業等の完了に係る前条の規定による実績報告があった場合において、当該事業等の成果が交付決定の内容又はこれに付けた条件に適合しないと認めるときは、当該内容又は条件に適合させるための措置を取るべきことを当該補助事業者に命ずることができる。

- 2 前項の規定は、第11条第1項の報告があった場合及び同条第2項の中間検査を実施した場合について準用する。
- 3 前条の規定は、第1項の措置が完了した場合について準用する。

（補助金額の確定）

第14条 市長は、事業等の完了に係る第12条（前条第3項において準用する場合を含む。）の実績報告があった場合において、当該実績報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業等の成果が交付決定の内容及びこれに付けた条件に適合

すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第10号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第15条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助事業者から提出される補助金請求書（様式第11号）により補助金を交付する。

（交付決定の取消し）

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）この要綱の規定に違反したとき。
- （2）交付決定の内容及びこれに付けた条件に違反したとき。
- （3）偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により補助事業者へ通知するものとする。

（財産の処分の制限）

第17条 補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、別に定める処分制限期間内に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、若しくは貸し付け、又は担保に供する場合において、その取得価格又は効用の増加価格が50万円以上であるときは、市長の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、前項の承認の対象となる財産に係る台帳を備え、その処分制限期間の間、保存しておかなければならない。

（台帳の整備）

第18条 市長は、補助金の執行状況を明らかにするため、高砂市既存住宅省エネ化促進事業補助金交付台帳を整備するものとする。

（その他の手続等）

第19条 事業等に係る補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか、兵庫県まちづくり部補助金交付要綱及び高砂市各種事業等補助金交付規則（昭和47年高砂市規則第16号）に定めるところによる。

（補則）

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

省エネ改修工事等支援	
申請者	次に掲げる要件を全て満たす者とする。 1 第3条第2項に規定する住宅の所有者 2 高砂市税を完納している者
補助対象事業	次のいずれかに該当する省エネ改修工事とする。（省エネ設計を併せて行う場合は、省エネ設計を含む。） 1 全体改修 2 部分改修
補助対象経費	次に掲げる経費とする。 1 省エネ設計に係る経費（全体改修に係るBELS等の第三者評価を受けるために必要な経費も含む。） 2 この表に定める省エネ改修工事に係る経費
補助率	40%（ZEH水準とする場合は80%）
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じた額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、30万円（ZEH水準とする場合は70万円）を上限とする。
適用除外する事項	—
その他の事項	1 省エネ改修工事後の住宅が省エネ基準又はZEH水準に相当することについてBELS等の第三者評価を受けること。ただし、部分改修の場合はこの限りでない。 2 補助対象経費の算定に当たり、モデル工事費の定めがある工事については、工事種別ごとに合計したモデル工事費又は実際の工事費のいずれか低い方の額を計上するものとする。また、設備の効率化に係る工事費については、開口部や躯体等の断熱化に係る改修工事費と同額以下とする。 3 モデル工事費の定めのない工事を補助対象経費に含める場合は、複数の見積もりを取得し、適正な工事費用を計上すること。 4 計画・工事に当たっては、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、農地法（昭和27年法律第229号）その他の関係法令を遵守すること。 5 次に掲げる区域内に存する住宅は、事業等の対象としない。 （1）土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域 （2）建築基準法第39条第1項に規定する災害危険区域 （3）津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第72条第1項に規定する津波災害特別警戒区域

	6 補助事業において対象となる同一の住宅に行う当該補助は、1回を限度とする。 7 補助事業において対象となる省エネ改修工事は、住宅改修業者登録制度に登録している事業者との契約により行うこと。ただし、部分改修の場合は、この限りでない。
--	--

【補助事業の対象となる工事】

A. 開口部や躯体等の断熱化に係る改修工事

(1) 開口部の断熱化に係る改修工事

工事箇所	対象となる改修工事		モデル工事費※ ¹	
	工事種別	工事規模	(省エネ基準)	(ZEH 水準)
窓	ガラス交換※ ²	1.4 ㎡以上※ ⁶	8.8 万円/枚	11.2 万円/枚
		0.8 ㎡以上 1.4 ㎡未満※ ⁶	6.4 万円/枚	8.0 万円/枚
		0.1 ㎡以上 0.8 ㎡未満※ ⁶	2.4 万円/枚	3.2 万円/枚
	内窓設置※ ³ ・ 外窓交換※ ⁴	2.8 ㎡以上※ ⁷	20.0 万円/箇所	27.2 万円/箇所
		1.6 ㎡以上 2.8 ㎡未満※ ⁷	16.0 万円/箇所	21.6 万円/箇所
		0.2 ㎡以上 1.6 ㎡未満※ ⁷	13.6 万円/箇所	17.6 万円/箇所
ド ア	ドア交換※ ⁵	開戸：1.8 ㎡以上※ ⁷	28.8 万円/箇所	39.2 万円/箇所
		引戸：3.0 ㎡以上※ ⁷		
		開戸：1.0 ㎡以上 1.8 ㎡未満※ ⁷	25.6 万円/箇所	34.4 万円/箇所
		引戸：1.0 ㎡以上 3.0 ㎡未満※ ⁷		
仕 様 ・ 備 考	省エネ基準	部分改修を行う場合にあっては、住宅の所在地における建築物省エネ法に基づく地域区分の仕様基準に適合する開口部として、国土交通省所管の「子育てエコホーム支援事業」の対象型番（省エネ基準レベル）の建材であること。		
	ZEH 水準	部分改修を行う場合にあっては、住宅の所在地における建築物省エネ法に基づく地域区分の誘導仕様基準に適合する開口部として、国土交通省所管の「子育てエコホーム支援事業」の対象型番（ZEH レベル）・「子育てグリーン住宅支援事業」の対象型番の建材であること。		

※1 モデル工事費とは、省エネ改修工事に係る費用として、市長が定める工事費をいう。以下同じ。

※2 ガラス交換とは、既存窓を利用して、複層ガラス等に交換するものをいう。

※3 内窓設置とは、既存窓の内側に、新たな窓を設置するもの又は既存の内窓を交換するものをいう。

※4 外窓交換とは、既存窓のガラス等を取り除き、既存窓枠の上から新たな窓枠を覆い被せて取り付け、複層ガラス等に交換するもの又は既存窓のガラス等および窓枠を取り除き、新たな窓枠を取り付け、複層ガラス等に交換するものをいう。

※5 ドア交換とは、既存のドアを取り除き、新たなドアに交換するものをいう。

※6 ガラス交換の工事規模は、ガラスの寸法によるものとする。

※7 内窓設置、外窓交換又はドア交換の工事規模は、内窓若しくは外窓のサッシ枠又は開

戸若しくは引戸の戸枠の枠外寸法によるものとする。

(2) 躯体等の断熱化に係る改修工事

工事箇所	断熱材の区分	モデル工事費	
		(省エネ基準)	(ZEH 水準)
外壁	A～C	16.8 万円/㎡	22.5 万円/㎡
	D～F	25.2 万円/㎡	33.8 万円/㎡
屋根・天井	A～C	6.0 万円/㎡	8.0 万円/㎡
	D～F	10.2 万円/㎡	13.7 万円/㎡
床	A～C	21.0 万円/㎡	28.0 万円/㎡
	D～F	31.6 万円/㎡	42.0 万円/㎡
仕様・備考	共通	断熱材の区分によりモデル工事費を区別する。 <断熱材の区分> A～C区分：熱伝導率 (W/m・K) 0.052～0.035 D～F区分：熱伝導率 (W/m・K) 0.034 以下	
	省エネ基準	部分改修を行う場合にあっては、住宅の所在地における建築物省エネ法に基づく地域区分の仕様基準に適合する断熱材とし、国土交通省所管の「子育てエコホーム支援事業」の対象型番（省エネ基準レベル）の建材であり、かつ、厚さ等が仕様基準に適合するように施工されること。	
	ZEH 水準	部分改修を行う場合にあっては、住宅の所在地における建築物省エネ法に基づく地域区分の仕様基準に適合する断熱材とし、国土交通省所管の「子育てエコホーム支援事業」の対象型番（ZEH レベル）・「子育てグリーン住宅支援事業」の対象型番の建材であり、かつ、厚さ等が誘導仕様基準に適合するように施工されること。	

B. 設備の効率化に係る工事

設備種別		適用		モデル工事費 (省エネ基準・ ZEH 水準共通)	仕様・備考
		省エネ 基準	ZEH 水準		
太陽熱利用 システム※ ¹		○	○	45.2 万/戸	省エネ基準において部分改修を行う場合に あつては、国土交通省所管の「子育てエコホーム 支援事業」の対象型番（省エネレベル）とす ること。 ZEH 水準において部分改修を行う場合にあつ ては、国土交通省所管の「子育てエコホーム支 援事業」の対象型番（ZEH レベル）・「子育てグ リーン住宅支援事業」の対象型番とすること。
節水型ト イレ※ ²	掃除しや すい機能を 有する もの	○	○	18.4 万円/台	
	上記以外	○	○	16.8 万円/台	
高断熱浴槽※ ¹		○	○	43.7 万円/戸	
高効率給湯器※ ¹				27.9 万円/戸	
電気ヒート ポンプ給湯機 (エコキュート)		○	○		

	潜熱回収型 ガス給湯機 (エコジョーズ)	○	○		
	潜熱回収型 石油給湯機 (エコフィール)	○	○		
	ヒートポンプ・ ガス瞬間式 併用型給湯機 (ハイブリッド給 湯機)	○	○		
節湯水栓※2		○	○	6.3 万円/台	
燃料電池システム (エネファーム) ※1		○	○	—	部分改修を行う場合にあっては、燃料電池発電ユニットが、エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること(燃料電池発電ユニットの後付けも可)。
ガスエンジン・コージェネレーション※1		○	○	—	部分改修を行う場合にあっては、ガス発電ユニットの JIS 基準 (JIS B 8122) に基づく発電及排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準 (LHV 基準) で 80 % 以上であること。
蓄電池※1		○	○	51.0 万円/台	省エネ基準において部分改修を行う場合にあっては、国土交通省所管の「子育てエコホーム支援事業」の対象型番(省エネレベル)とすること。 ZEH 水準において部分改修を行う場合にあっては、国土交通省所管の「子育てエコホーム支援事業」の対象型番 (ZEH レベル)・「子育てグリーン住宅支援事業」の対象型番とすること。
LED 照明※2		○	○	—	工事を伴うものであること。

※1 設置を行った設備の種類に応じて1戸当たり1台までを補助対象とする。

※2 設置を行った台数分を補助対象とする。

別表第2 (第4条関係)

耐震診断区分		構造区分	耐震基準
(1)	国土交通省住宅局建築指導課監修「木造住宅の耐震診断と補強方法」又は一般財団法人日本建築防災協会発行「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断法又は精密診断法	木造	上部構造評点が1.0 以上

(2)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996 年版、2011 年版) による耐震診断	鉄骨造	構造耐震指標(Is)が 0.6 以上
(3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第 1 次診断法」、「第 2 次診断法」又は「第 3 次診断法」(2017 年版) による耐震診断	鉄筋コンクリート造	構造耐震指標(Is)を構造耐震判定指標 (Iso) で除した値が 1.0 以上
(4)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第 1 次診断法」、「第 2 次診断法」又は「第 3 次診断法」(2009 年版) による耐震診断	鉄骨鉄筋コンクリート造	
(5)	建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号) 第 3 章第 8 節に規定する構造計算による耐震診断	全ての構造	構造計算により安全性が確かめられること。
(6)	上記(1)から(5)までに掲げる方法と同等と認められる耐震診断	全ての構造	上記(1)から(5)までの耐震基準と同等の耐震性を有すると認められること。

別に定める事項

関係条項	内 容
第 6 条 (交 付 申 請)	(添付書類) - 様式第省エネ 1 - 1 号(省エネ改修工事住宅概要書) - 様式第省エネ 1 - 2 号(補助金額算定書) (店舗等の部分がある場合) 求積図・求積表(店舗等の部分の床面積の割合が分かるもの) - 住宅の所有者が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し - 住宅の登記事項証明書 - その他住宅の所有者を証明する書類 - 建築年月が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し - 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証 - 住宅の登記事項証明書 - 住宅の固定資産課税台帳登録証明(建築年月が記載されたもの) - その他建築年月を証明する書類

	6 昭和56年5月31日以前に着工した住宅は、次の各号のいずれかの書類 (1) 様式第省エネ2号(耐震性能確認書) (2) その他耐震性が確保されていることを確認できる書類 7 現況写真(全景及び改修部分) 8 付近見取図(方位、道路及び目標となる地物を明示したもの) 9 省エネ改修工事内容が確認できる図書(配置図、平面図、立面図等) 10 (省エネ設計を実施する場合)省エネ設計に係る見積書 11 省エネ改修工事に係る見積書(省エネ改修工事に係る費用及び補助対象建材、設備等の内訳が分かるもの並びにモデル工事費の定めのない工事を補助対象経費に含める場合は複数の見積書) 12 (部分改修の場合)建材、設備等が仕様に適合していることが確認できる書類 13 (全体改修の場合)BELS等の評価書の写し 14 改修工事を実施する事業者の兵庫県の「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度による登録証の写し(部分改修の場合を除く。) 15 第4条第2項に該当する場合、要件を満たすことが確認できる書類 16 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、1級・2級等の別、登録番号(登録府県名等)を記載したもの) 17 様式第省エネ3号(誓約書) 18 市税完納証明書 ※省エネ設計を実施する場合は、上記12及び13の書類を内容変更申請時に提出すること。
	(指定期日)事業等に着手する前
第10条	(軽微な経費配分の変更)補助金の額に変更を生じないもの
第1項	(軽微な事業内容の変更)補助金の額に変更を生じないもの
(内容変更申請)	(添付書類)第6条に規定する各添付書類に準じる。
	(指定期日)補助金の額に変更が生ずると判明してから遅滞なく
第11条	(報告事項等)
第1項	1 事業等の遂行状況
(遂行状況報告)	2 今後の見通し(完了予定年月日)及び所見
第12条	(添付書類)
(実績報告)	1 様式第省エネ4号(補助金精算書)
	2 事業費内訳書
	3 交付決定通知書の写し

	4 （改修後に耐震性が確保される場合）様式第省エネ 5 号（耐震改修工事実施確認書） 5 写真（工事施工前、工事施工中及び工事完了後の全て）※仕様が分かる写真も併せて添付すること。 6 （写真で仕様が確認できない場合）出荷証明書、納品証明書等 7 契約書の写し及び領収書の写し 8 （省エネ設計を実施した場合）省エネ設計を実施したことが分かる資料（調査資料、改修設計図、工事計画書等） 9 補助金の振込先が分かるものの写し（通帳等の写し） 10 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、1 級・2 級等の別、登録番号（登録府県名等）を記載したもの））
	（指定期日） 事業等が完了した日から起算して30日を超えるまでの日又は事業等が完了した日の属する市の会計年度の2月末日のいずれか早い日